

愛知県立大府高等学校いじめ防止基本方針（全日制）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく必要があります。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人、信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒たちが、様々な体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を組織する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

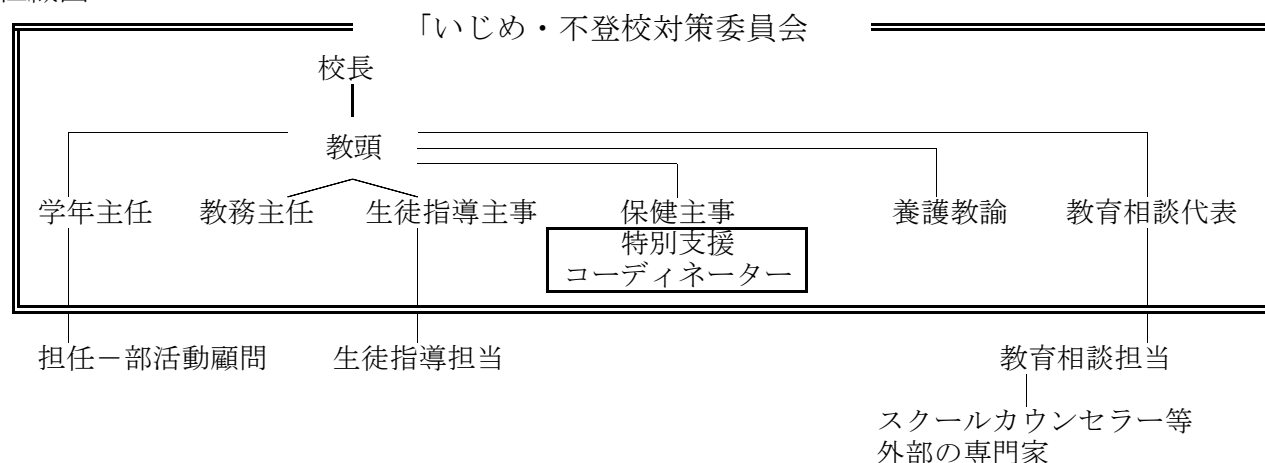
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談代表、特別支援コーディネーター、養護教諭

(必要に応じて、スクールカウンセラー等部外の専門家を加える)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に合わせて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、対応する。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、状況に応じて柔軟に対応する。

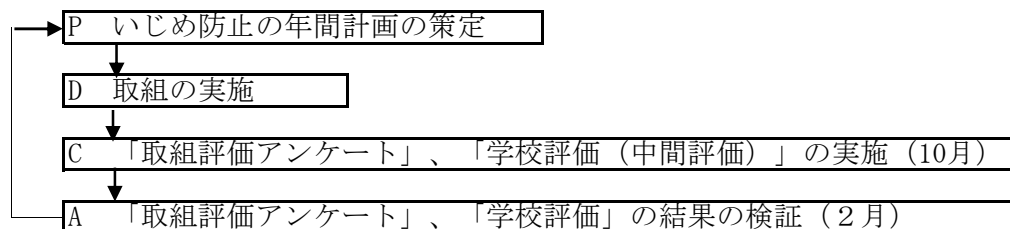
組織図



* 事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディーを実施する。